

令和 7 年 古殿町農業委員会 6 月定例委員会

1 開催日時 令和 7 年 6 月 16 日 (月) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (8 人) (6 人)

会長 農業委員 8 番 水野和徳
委員 農業委員 1 番 中瀬信治
農業委員 2 番 石井利行
農業委員 3 番 遠藤光一
農業委員 4 番 我妻弘道
農業委員 5 番 荒川一寿
農業委員 6 番 水野幸栄
農業委員 7 番 根本明

推進委員 3 番 吉田真健
推進委員 4 番 矢吹三智也
推進委員 5 番 遠藤一
推進委員 6 番 水野辰芳

推進委員 9 番 瀬谷國彦
推進委員 10 番 岡部雄一

4 欠席委員 (4 人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第 2 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項に基づく農用地利用集積等促進計画 (案) の諮問に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫
主事 根本 洋樹

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。
全員ご起立願います。お互いに「礼」
続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。
事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。
ただいまから 6 月定例委員会を開会いたします。
会長よりあいさつをいただきます。

- 議長(会長) 『 会長あいさつ 』
- 議長(会長) 出席委員は8名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
本日、推進委員1番 我妻由美子委員 推進委員8番 小平美香委員
推進委員2番 大楽良文委員
推進委員7番 水野光樹委員
より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
- 議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。
農業委員3番 遠藤光一委員 、及び
農業委員6番 水野幸栄委員
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の根本主事を指名します。
- 議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。
- 議長(会長) 日程第 2 議案第 18 号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 ～ 2 番
を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 今月の農地法第3条の許可申請は、 2 件でございます。
- 【議案第 18 号 1～2 番 朗読後、説明】
- 受付番号 1番～2番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。
- 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
- 議長(会長) ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 3番 委員
- 番 委員 先週6月13日に当事者である さん、 さん、農業委員の さんと私で現地確認をしてまいりました。 さんは元々農業には関わっておらず、区内の方に長年お願いして管理をしてもらってましたが今年に入りその方からも、もう管理はできないということで今後はどう管理していくかというところで、 さんから営農拡大をするための田を買受けたいとお話があり、今回の申請にいたりました。 さんに関しては以前より農業経営を行っており、今後の管理に関しても問題ないと考えます。

○議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての1番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 続いて事務局説明2番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 米岡部雄一委員

○ 番 委員 6月14日に さん立会いのもと、 委員と共に現地を見てまいりました。譲渡し人は神奈川県に在住しており管理ができないということで別の方に代わりに管理してもらっていましたが、その方も高齢で管理がもうできないと言われたため付近に住む さんが譲ってほしいとのお話があり今回の申請にいたりしました。譲受人については畜産をやっており、当該地は牧草の生育に活用するとのことで問題はないと考えます。

○議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての2番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 日程第 3 議案第 19 号
農地法第 5 条の規定による許可申請についてを
議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長 今月の農地法第5条の許可申請は 1 件でございます。

【議案第 19 号 1 番朗読後、説明】

- 議長(会長) ただいまの1番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。
4番 委員
- 番 委員 本日、農業委員 さんと事務局根本さんと共に現地を確認してまいりました。当該地は昨年同じ業者が県の整備事業で一時転用で利用しており、現在は元の農地に戻っているため、今回も同様に利用したいということで申請にいたしました。昨年は問題なく利用・復元しているため、今回も問題はないと考えます。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であって、第1種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 番委員 今回も一時転用ということで、11月14日には復元するということだが、底地に敷いてある鉄板などもすべて撤去するということか。
- 番 委員 その通りです。昨年も期限までにすべて資材は撤去し、農地に復元しております。
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なし 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての1番は、原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 日程第 4 議案第 20 号
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の諮問に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 古殿町長より農用地利用集積等促進計画の意見を求められています。
- 【議案書にもとづいて、内容を説明】
- 以上の計画要請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長(会長) 本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

- 委員 借受人の さんはコンバインや乾燥機は自分で持っているのか。
- 番委員 自宅に据え付けてあります。農業に必要な機材など一通りそろえています。
- 番委員 家族で農業を営んでいるのか。
- 番委員 夫婦二人で取り組んでおり、田の作付も5町歩前後のほか畜産業にも取り組んでおり、毎日朝早くから草刈りに励んでおります。
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なし〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 20 号
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の諮問に対する意見決定については原案のとおり答申することに決定いたしました。
- 議長(会長) これで、本日の日程は全部終了いたしました。
6 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野和雄

会議録署名人 遠藤 光一

会議録署名人 水野 幸栄